

## 「改訂27版 建設業の許可の手びき」追補

平素より小社出版物につきまして、格別のお引立てに預かり、誠にありがとうございます。

本書につきまして、令和6年6月14日に公布された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）」の改正規定のうち、一部規定について、令和6年12月13日から施行されることとなりました。

これに伴い、建設業法施行令が「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和6年12月11日政令第366号）」により改正、建設業法施行規則が「建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年12月12日国土交通省令第106号）」により改正されました。

これに基づき、追補を作成いたしましたので、ご活用ください。

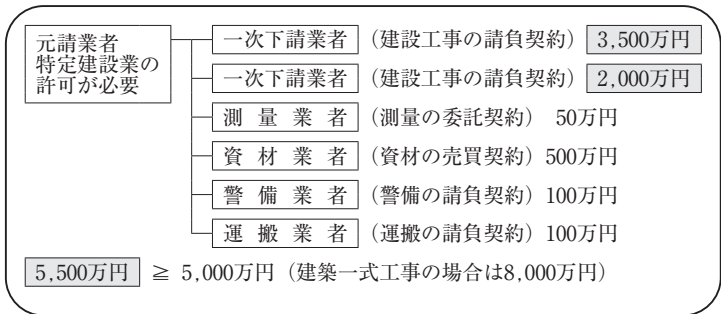
する事業者について、一般建設業許可に比べて許可基準を加重した特定建設業許可の取得を要件とすることにより、多様化・重層化した下請構造を有する建設業において、下請負人を保護することを目的として設けられています。

したがって、特定建設業許可を取得した事業者については、下請代金の支払い等に関し、一般建設業許可に比べて多くの業務規制が適用されます。

【一般建設業許可と特定建設業許可】

建設業の許可は、次のように一般建設業と特定建設業に区分されます。

- ①**特定建設業の許可**：発注者から直接請負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に下請契約が2以上あるときは、下請代金の総額）が5,000万円（その工事が建築一式工事の場合には8,000万円）（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）以上となる下請契約を締結して施工しようとする者が取得する許可
- ②**一般建設業の許可**：特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可



3 業種別許可について

建設業の許可は、表1（10頁）に示す29の建設工事の種類ごとに、それぞれ対応する許可を受けることになっており、各業種ごとに一般建設業又

**基準② 各営業所に技術者を専任で配置していること**

この基準は、各営業所に、許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置することを求めるものです。この基準の趣旨は、建設工事についての専門知識を有する技術者の恒常的な技術指導のもとで建設業の営業が行われる体制を構築することで、建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保することにあります。したがって、営業所技術者等としては、技術上の統括責任者としての役割を果たし得る人材から選任する必要があるといえます。

**ア 営業所への専任について**

「専任」とは、その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することをいいます。そのため、営業所技術者等については、当該営業所の常勤職員の中から選ぶこととなります。

なお、営業所技術者等が工事現場の主任技術者等（建設業者が各工事現場に置くことが義務付けられる工事の施工上の管理等を担当する技術者のこと）を兼ねようとする場合については、次の基準のすべてを満たす必要があります。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事し得る程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとり得る体制にあること
- ③ 当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事【公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円以上）】でないこと

**イ 営業所技術者等となり得る技術資格要件について**

営業所技術者等になるための技術資格要件は、表2のとおりとなっています。許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なりますので、ご注意ください。

表2 営業所技術者等となり得る技術資格要件

一般建設業の営業所技術者となり得る技術資格要件	特定営業所技術者となり得る技術資格要件
<p>①一定の国家資格等（注1）を有する者</p> <p>②許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、一定期間以上の実務経験（注2）を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学又は高等専門学校の指定学科（注3）を卒業した後3年以上の実務経験を有する者</li> <li>・ 専門学校の指定学科を卒業した後3年以上の実務経験を有する者で、専門士又は高度専門士を称するもの（注4）</li> <li>・ 高等学校、専門学校又は中等教育学校の指定学科を卒業した後5年以上の実務経験を有する者</li> <li>・ 10年以上の実務経験を有する者</li> <li>・ 複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者（注5）</li> <li>・ 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で、指定学科合格後5年以上、又は専門学校卒業程度検定規程による検定で指定学科合格後3年以上の実務経験を有する者</li> </ul> <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査（注6）を受け一般建設業の営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者</li> </ul> <p>以下の表に掲げる検定種目に係る1級の第1次検定又は第2次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所技術者要件を満たすこととする。</p> <p>また、以下の表に掲げる検定種目</p>	<p>①一定の国家資格等（注1）を有する者</p> <p>②一般建設業の営業所技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上（注7）であるものについて2年以上、建設工事の設計、施工の全般にわたって工事現場主任や現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験を有する者【指定建設業（注8）を除く】</p> <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査（注6）を受け特定建設業の営業所技術者となり得るとしてその認定を受けた者</li> <li>・ 指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者（注9）</li> </ul> <p>以下の表に掲げる検定種目に係る1級の第1次検定又は第2次検定に合格した者は、大学において同表に</p>

に係る2級の第1次検定又は第2次検定に合格した者は、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所技術者要件を満たすこととする。〔指定建設業（注8）及び電気通信工事業を除く〕

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所技術者要件を満たすこととする。

また、以下の表に掲げる検定種目に係る2級の第1次検定又は第2次検定に合格した者は、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所技術者要件を満たすこととする。〔指定建設業（注8）及び電気通信工事業を除く〕

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

- (注1) 営業所技術者等となり得る国家資格等については表3（44頁）を参照下さい。
- (注2) 「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。
- (注3) 「指定学科」とは、建設業の種類ごとに、当該建設業と密接に関連する学科として指定されているものをいいます。表4（53頁）を参照下さい。
- (注4) 専門士とは専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条、高度専門士とは同告示第3条に規定のものを指します。
- (注5) 複数業種に係る実務経験については、表5（54頁）を参照下さい。
- (注6) 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課（03-5253-8111）あて申請することとなります。
- (注7) 昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができます。

(注8) 現在、次の7業種が『指定建設業』として定められています。

- i 土木工事業
- ii 建築工事業
- iii 電気工事業
- iv 管工事業
- v 鋼構造物工事業
- vi 舗装工事業
- vii 造園工事業

(注9) この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものでありますので、現在、新規に当該認定講習等を受けることはできません。

表3 営業所技術者等となり得る国家資格等一覧

◎：特定営業所技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格  
 ○：一般建設業の営業所技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格  
 枠内の数字：資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

■ 特定建設業指定業種

資格区分		建設業の種類										
建設業法 (技術決定)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
種別	種別	土木	鋼筋	舗し	板	塗	防	内	機	絶	通	園
		木	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	塗	防	内
建設業法 (技術決定)	1 級建設機械施工管理技士	◎										
	2 級建設機械施工管理技士	○										
	1 級土木施工管理技士	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	1 級土木施工管理技士補		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2 級土木施工管理技士		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2 級土木施工管理技士補		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	1 級建築施工管理技士	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	1 級建築施工管理技士補		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2 級建築施工管理技士		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2 級建築施工管理技士補		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	建設業法 (技術決定)	建築										
種別												
躯体												
仕上げ												
1 級電気工事施工管理技士			◎									
2 級電気工事施工管理技士												

**表5 一般建設業の営業所技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」**

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土工工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	1. 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	1. 土工工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	1. 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	1. 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し



表6 法定書類一覧

許可申請書類	様式番号	概 要
①建設業許可申請書及び別紙1、別紙2(1)(2)、別紙3、別紙4	様式第1号	第1号「許可を受けようとする建設業の種類、代表者の氏名、主たる営業所の所在地等」、別紙1「常勤・非常勤役員等の氏名」、別紙2(1)(2)「建設業に係る営業所の所在地等」、別紙4「営業所技術者等一覧表」について明らかとするもの。
②工事経歴書	様式第2号	直前の事業年度における建設工事の施工実績について明らかとするもの。  「決算変更届」等により工事経歴書を提出している場合は、経営事項審査を受審する際、工事経歴書の提出を省略することができます。
③直前3年の各事業年度における工事施工金額	様式第3号	建設工事の完成工事高を申請直前3年の事業年度別に明らかとするもの。
④使用人数	様式第4号	各営業所ごとに建設業に従事する使用人の数を明らかとするもの。
⑤誓約書	様式第6号	許可申請者（法人の役員、個人の事業主、支配人）、令第3条に定める使用人（支店又は営業所の代表者）又は法定代理人及び法定代理人の役員等が欠格要件（58頁参照）に該当しないことについて誓約するもの。
⑦身分証明書		「身分証明書」…許可申請者及び令第3条に定める使用人が成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しないことを本籍地の市町村の長が証明するもの。
⑧常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書及び別紙	様式第7号	法人の場合は常勤の役員の中に、個人の場合は本人もしくは支配人のうちに、建設業に関する経営経験を有する者がいることについて証明するもの。

許可申請書類	様式番号	概 要
⑨常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書、別紙1、別紙2	様式第7号の2	法人の場合は常勤の役員の中に、個人の場合は本人もしくは支配人のうちに、役員等としての経験を有する者かつ財務管理の業務経験を有する者、労務管理の業務経験を有する者、業務運営の業務経験を有する者を常勤役員等を直接に補佐する者をそれぞれ置いていることについて証明するもの。
⑩健康保険等の加入状況	様式第7号の3	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況について明らかとするもの。
⑪営業所技術者等証明書	様式第8号	営業所ごとに専任の技術者を置いていることについて証明するもの。
⑫技術検定合格証明書等の資格証明書	様式第9号	<p>営業所技術者等証明書（様式第8号）に記載された者について、当該人が営業所技術者等としての技術資格を有していることを証明するために添付するもの。</p> <p>例えば、卒業証明書は指定学科を卒業したことを証明する場合に添付するなど、必要な書類のみを添付します。</p>
⑬卒業証明書		
⑭実務経験証明書		
⑮指導監督的実務経験証明書	様式第10号	
⑯建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	様式第11号	支配人及び支店・営業所の長に関する一覧表。
⑰許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	様式第12号	許可申請者について、その経歴及び賞罰を明らかとするもの。
⑱建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	様式第13号	支配人及び支店・営業所の長について、その経歴及び賞罰を明らかとするもの。
⑲定款		法人の定款（法人のみ添付）。
⑳株主（出資者）調書	様式第14号	主要株主・出資者について明らかとするもの（法人のみ添付）。

申請区分		概要
5	更新	既に受けている建設業の許可について、その更新を申請する場合

## 2 確認書類

許可の申請に当たっては、許可行政庁より、「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」及び「営業所技術者等証明書」に氏名が記載された役員、技術者等が、申請書の記載どおり、現に企業に常勤していることを客観的に証明するための書類等、申請内容の事実確認を行うための書類の提示・提出を求められることになります。

提示等を求められる書類の内容は、各許可行政庁ごとに異なりますが、基本的には次の書類（表7（66頁））の提示等を求める許可行政庁が多いようです。確認書類の詳細については、各許可行政庁のホームページ等を参照下さい。

## II 営業所技術者等に関する確認書類の例

### 1 現在の常勤性を証明する書類

(1) 現住所が確認できる書類

現住所が住民票と異なる場合は、現住所の賃貸契約書の写し、公共料金の領収書の写し等、現住所が確認できる書類が必要となります。

注) 国土交通大臣許可については、必要な場合を除き、住民票等現住所を確認できる書類の提出を求めないこととなりました。

(2) 健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証の写し

※ 上記に代えて、直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写しの提示等を可としているケースもあります。

※ 国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、以下の順で更にいずれかの書類が必要となります。

ア 住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 確定申告書（法人においては表紙と役員報酬明細の写し（受付印押印のもの））

ウ その他、常勤が確認できるもの

### 2 実務経験を証明する書類（技術者の要件が実務経験の場合）

(1) 実務経験の内容を証明するもの

ア 証明者が建設業許可を有している期間については建設業許可通知書の写し

イ 証明者が建設業許可を有していない期間については工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し

(2) 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか

ア 健康保険被保険者証の写し（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限られます。）

イ 厚生年金加入期間証明書又は被保険者記録照会回答票

ウ 住民税特別徴収税額通知書の写し（期間分）

エ 確定申告書（役員に限る…表紙と役員報酬明細の写し（受付印押印のものを期間分））

オ その他、常勤が確認できるもの

### 3 指導監督の実務経験を証明する書類

\* 指導監督の実務経験が要件となる場合のみ必要となります。

(1) 指導監督の実務経験証明期間の常勤を確認できるもの（上記2(2)参照）

(2) 指導監督の実務経験証明書の内容欄に記入した工事全てについての契約書、工事請書、注文書等の写し

- ② 支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期
- ③ 代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額
- ④ 遅延利息の額・支払日（下請負人からの引き渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息（年14.6%）の支払に係るもの）

**【帳簿に添付しておかなければならない書類】**

- 1 契約書又はその写し（電磁的記録可）
- 2 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
- 3 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限る。）となって、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円。一次下請業者への下請代金の総額で判断。）以上の下請契約を締結した場合には、工事現場に据え付ける施工体制台帳の以下の部分。  
 （工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。）
  - (1) 当該工事に関し、実際に工事現場に置いた主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐の氏名、有する資格
  - (2) (1)の技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
  - (3) 下請負人（末端までの全業者を指しています。以下同じ。）の商号、許可番号
  - (4) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
  - (5) 下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名、有する主任技術者資格
  - (6) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格

**【営業に関する図書】**

- 1 完成図（建設業者が作成した場合又は発注者から受領した場合のみ。）
- 2 工事内容に関する発注者との打ち合わせ記録（相互に交付したものに限る。）
- 3 施工体系図（発注者から直接請け負った建設工事について、公共工事については下請契約を締結した場合、民間工事については5,000万円（建築一式工事の場合8,000万円。一次下請負人への下請代金の総額で判断。）以上の下請契約を締結した特定建設業者の場合のみ。）

※上記の図書は電磁的記録によることも可能。

**3 契約締結に関する義務について**

請負契約の締結に関しては、着工前書面契約の徹底、契約書面への記載必須事項の規定等の義務があります。また、自己の取引上の地位を不当に利用して工事原価に満たない価格で工事契約の締結を強制する行為や、契約後に自己の取引上の地位を不当に利用して当該工事に使用する資材等の購入先を指定し請負人の利益を害する行為についても禁止されています。

**4 工事現場における施工体制等に関する義務について****(1) 工事現場への主任技術者等の配置義務**

主任技術者とは当該工事に関する一般建設業許可の営業所技術者の資格要件を満たす者のことをいい、監理技術者とは当該工事に関する特定建設業許可の営業所技術者の資格を満たす者のことをいいます。

建設業の許可を取得した者は、元請下請の別に関わらず、全ての工事現場に主任技術者（又は監理技術者）を配置しなければなりません（JV工事については全ての構成員がこのような技術者を現場に配置することとなります。）。

(2) **工事現場への主任技術者等の専任配置義務**

個人住宅を除くほとんどの工事では、請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事に係る主任技術者又は監理技術者は、一定の要件による特例を除き、工事現場に専任しなければならず、他の工事現場との兼務ができないこととなっています。

(3) **一括下請負の禁止**

請け負った工事について他者に一括して下請負する行為、他者から工事を一括して下請負される行為の双方が禁止されています。

(4) **特定建設業許可業者に関する義務**

**ア 施工体制台帳・施工体系図の作成義務**

発注者から工事を直接請け負った建設業者が、公共工事については下請契約を締結した場合、民間工事については5,000万円（建築一式工事については8,000万円）以上を下請負して工事を施工する場合にあっては、当該工事に係る全ての下請業者を明らかとする施工体制台帳等を作成する必要があります。

**イ 下請負人への指導義務**

発注者から工事を直接請け負った特定建設業許可業者には、当該工事に係る全ての下請業者に対する法令遵守指導の実施のほか、法令違反を是正しない下請負人があった場合の行政庁への通報義務が課せられています。

**5 下請代金の支払いに関する義務について**

(1) **下請代金の支払期日に関する義務**

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1か月以内に支払わなければなりません。

(2) **特定建設業許可業者に関する義務**

**ア 下請代金の支払期日の特例**

特定建設業許可業者にあっては、前記(1)の期日、又は、「下請負

## 2 許可申請に必要なとなる書類について

建設業許可申請に必要な法定書類（表6 61頁参照）は下表のとおりです。各様式の記載例については4を参照して下さい。また、新規、許可換え新規等の区分については、64頁を参照して下さい。

### 許可申請書と添付書類一覧

様式番号	書類の名称	要○ 否×		省略可能な書類（注1）									
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新	業種追加+更新	般特新規+業種追加+更新	
第1号	建設業許可申請書	○	○										
別紙1	役員等の一覧表	○	○										
別紙2(1)	営業所一覧表（新規許可等）	○	○					—					
別紙2(2)	営業所一覧表（更新）	○	○	—	—	—			—				
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○										
別紙4	営業所技術者等一覧表	○	○										
第2号	工事経歴書	○	○			○			○			◇	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○			○			○				
第4号	使用人数	○	○			○			○				
第6号	誓約書	○	○										
—	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	○	○										
—	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書	○	○										
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	○	○										
別紙	常勤役員等の略歴書	○	○										
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○										
別紙1	常勤役員等の略歴書	○	○										



② 許可申請に必要なとなる書類について

131

様式番号	書類の名称	要否◎×		省略可能な書類(注1)									
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新	業種追加+更新	般特新規+業種+更新	
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎										
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎										
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	◎	◎						—				
—	技術検定合格証明書等の資格証明書	◎	◎						○			◇	
第9号	実務経験証明書(必要に応じて卒業証明書を添付)	◎	◎						○			◇	
第10号	指導監督の実務経験証明書	◎	◎						○			◇	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎										
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調査	◎	◎										
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	◎	◎										
—	定款	◎	×				○	△	○			△	
第14号	株主(出資者)調査	◎	×				○	△	○			△	
第15号	貸借対照表	◎	×				○	○	○			○	
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	◎	×				○	○	○			○	
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×				○	○	○			○	
第17号の2	注記表	◎	×				○	○	○			○	
第17号の3	附属明細表(注2)	◎	×				○	○	○			○	
第18号	貸借対照表	×	◎				○	○	○			○	
第19号	損益計算書	×	◎				○	○	○			○	
—	登記事項証明書(注3)	◎	◎				○	△	○			△	
第20号	営業の沿革	◎	◎				○	○	○				
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎				○	△	○			△	
—	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)(注4)	◎	◎				○	○	○			○	
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎				○	△	○			△	

(注1)「省略可能な書類」欄の記号について

○…省略可能

### ③ 許可後の届出に必要となる書類について

建設業許可を取得した後に、許可行政庁あてに行う届出に必要となる法定書類（表6 61頁参照）は下表のとおりです。各様式の記載例については④を参照して下さい。

#### 【届出事項とその提出期限】

届出事項	提出期限	必要書類
<b>【経營業務の管理責任者】</b> ・常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の要件を欠いたとき	2週間以内	★届出書（様式第22号の3） ★変更届出書（様式第22号の2）
・常勤役員等（経營業務の管理責任者等）に変更があったとき		★常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）、常勤役員等の略歴書（別紙） ★変更届出書（様式第22号の2）
・常勤役員等（経營業務の管理責任者等）が氏名を変更したとき		★常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）、常勤役員等の略歴書（別紙） ★変更届出書（様式第22号の2） ★戸籍抄本又は住民票の抄本
<b>【営業所技術者等】</b> ・営業所技術者等の要件を満たす者を欠いたとき	2週間以内	★変更届出書（様式第22号の2） ★届出書（様式第22号の3）
・営業所技術者等に変更があったとき		★営業所技術者等証明書（様式第8号） ★新たな技術者の技術資格に関する書面（技術検定合格証明書等） ★変更届出書（様式第22号の2）
・営業所技術者等がその氏名を変更したとき		★営業所技術者等証明書（様式第8号） ★戸籍抄本又は住民票の抄本
<b>【営業所の代表者】</b> ・新たに営業所の代表者とな	2週間以内	★変更届出書（様式第22号の2）

建設業許可申請書

様式第一号（第二条関係）

(用紙A4)  
000001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 7 年 7 月 1 日

東京都千代田区霞が関2-1-13  
(株)鈴木組  
代表取締役 鈴木 太郎

関東 地方整備局長

申請者 殿

行政庁側記入欄

大區コード

許可番号 [0][1][ ][ ] 項番 [3][ ][ ] 国土交通大臣 許可 一般 [ ][ ] 第 [5][ ][ ][ ][ ][ ] 号 許可年月日 令和 [11][ ][ ] 年 [13][ ][ ] 月 [15][ ][ ] 日

申請の区分 [0][2][ ] ( 1.新 原 4.業 種 追 加 7.絞・物 新 規 + 更 新  
2.許 可 換 え 新 規 5.更 原 8.業 種 追 加 + 更 新  
3.絞・新 規 原 6.絞・特 新 規 + 業 種 追 加 9.絞・特 新 規 + 業 種 追 加 + 更 新 ) 許可の有効 期間の満期 [4][ ] ( 1.す る )  
申請年月日 令和 [3][ ][ ] 年 [5][ ][ ] 月 [7][ ][ ] 日 2.し ない )

不要なものを消すこと。

記入しないこと。

この申請書により許可を申請する者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印します。

今回の申請と併せ、既に許可を受けている建設業の全部について、許可の更新を申請する場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入します。



土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

**注意 特定建設業を一般建設業に換える時の注意**

営業所技術者等に係る基準を満たさなくなったことにより、特定建設業の許可を受けた業種について一般建設業の許可に換える場合は、一般建設業許可の申請と併せて、特定建設業許可に係る廃業届(様式第22号の4)を提出する必要があります。

一方、営業所技術者等に係る基準は満たしているが、更新時の直前の決算において財産的基礎を満たさないことから、特定建設業の許可を受けた業種について一般建設業許可に換える場合は、特定建設業許可に係る廃業届を提出することなく、一般建設業許可を申請することとなります。

7 ④⑤「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記載して下さい(新規又は許可換の場合は空欄となります。)

なお、更新の申請の場合は、④④「許可を受けようとする建設業」の欄及び④⑤「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記載することとなります。

**例** 現在特定建設業で土木工事業、一般建設業で水道施設工事業の許可を受けている建設業者が、これを更新し、その際特定建設業で舗装工事業を追加しようという場合は、

建設業許可申請書 別紙4

別紙4

営業所技術者等一覧表

令和 7 年 7 月 1 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
建設業許可申請書「別紙2(1X2)」の「営業所の名称」欄と同一順序で、各営業所ごとに記入する。 本店	森田 一郎	土-9、ヒ-9、鋪-9 建-9 園-9	13 37 33
	〃 千葉営業所	オオ タ イチ ロウ 大 金 ニ 郎 マツ モト サブ ロウ 松 本 三 郎	機-7 建-9 管-7
国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入する。実務経験のみの場合は住民票（ただし、経営実務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていれば、その登記簿謄本の字）で記入する。		334～362頁の別表(二)を参考に、該当する番号を記入する。	
営業所一覧表（様式第一号別紙二）に記載した営業所順に営業所技術者等名を記載する。			

## 記載方法

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別紙様式第一号）別紙二(1)「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二(2)「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載します。

○ 一般建設業の場合

「1」……法第7条第2号イ該当

「4」……法第7条第2号ロ該当

「7」……法第7条第2号ハ該当

○ 特定建設業の場合

「2」……法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」……法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」……法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」……法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」……法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」……法第15条第2号イ該当

土木工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載します。



**健康保険等の加入状況**

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- ① 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和6年7月1日

関東地方整備局長  
~~北海道開発局長~~  
 知事殿

申請者 東京都千代田区霞が関2-1-13  
 株式会社 鈴木組  
~~届出者~~ 代表取締役 鈴木二郎

許可年月日

許可番号 国土交通大臣許可(般-02)第12328号 令和2年7月20日

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	20人 (5人)	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
					厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇
千代田事業所	10人 (0人)			1	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	30人 (5人)					

営業所一覧表に記載した順に記載します。

役員又は個人事業主を含め全ての人数を記載します。

加入は1、適用が除外される場合は2を記載します。

事業所整理記号及び事業所番号等を記載します。

**記載方法**

1 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
- ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合









## 記載方法

1 許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、全て一定の資格要件を備えた専任の技術者（営業所技術者等）を置かなければなりません。この技術者要件については、本文③の基準②「各営業所に技術者を専任で配置していること」（40～55頁）、を参照して下さい。

2 「営業所技術者等」は、所属する営業所に常時勤務することが必要です。

同一営業所内で、必要な技術者要件を備えていれば、2業種以上の営業所技術者等を兼ねることができ、また、営業所長を兼ねることもできます。

ただし、他の営業所の技術者を兼ねることはできません。

3 この証明書は、被証明者3人ごとに作成します。

この証明書に記載される営業所技術者等の順序は、建設業許可申請書（様式第1号）の別紙2(1)(2)に記載された営業所の「名称」の順序に沿って記載します。

4 営業所技術者等の交替に伴う技術者の削除の場合は「(2)」をそれ以外の場合は、「(1)」を○で囲みます。

5 「{建設業法第7条第2号}」、「{建設業法第15条第2号}」、「<sup>地方整備局長</sup>北海道開発局長」、「申請者<sub>知事</sub>」

「国土交通大臣<sub>知事</sub>」及び「<sup>般</sup>特」については、不要のものを消して下さい。

6 ⑥①「区分」の欄の□には、該当する数字を記入して下さい。

7 ⑥②「許可番号」の欄における「<sup>大臣</sup>知事コード」のカラムには、現在許可を受けている行政庁について別表(→) (333頁)の分類に従い該当するコードを記入して下さい。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①①②③④又は①①月①①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入して下さい。

なお、現在複数の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数









変更届出書

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4) 0 0 0 0 0 6

変更届出書 (第一面)

該当する事項に○をつける。

下記のとおり、 (1)商号又は名称 (6)支配人の氏名

(2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者) (建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者) (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)

について変更があつたので届出をします。 令和7年9月15日

関東地方整備局長 殿

東京都千代田区霞が関2-1-13

株式会社 鈴木組 代表取締役 鈴木二郎

届出者

許可番号 3500

大臣 知事 国土交通大臣 許可 03 第012328号 令和03年06月20日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

法人番号 361234567890123

変更のあった役員のみを届出でよい。

代表者(申請人)が同時に役員を就任・退任する場合は、役員の変更も届け出すこと。

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Rows include 商号, 資本金額, 役員 (鈴木太郎, 鈴木二郎, 中国三郎, 中部次郎, 四国四郎).

変更の内容が、次の(1)【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の(2)【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

変更のあった部分のみを記入する。

Grid form for inputting registration details: 商号又は名称のフリガナ (スズキケンセツ), 商号又は名称 ((株)鈴木建設), 代表者又は個人業者の氏名 (スズキジロウ, 鈴木二郎), 所在地 (都道府県, 市区町村名), 郵便番号, 電話番号, 資本金額 (500000).

139・140頁の「建設業許可申請書」の記入例を参照のこと。

所在地・電話番号、郵便番号の変更の場合は必ず4カ所とも記入する。

連絡先 所属等 氏名 電話番号 ファックス番号

## その他の記載例

## 記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	—	日野営業所	7.8.4←	
建設業法施行令第3条に規定する使用人	—	関東 太郎	7.8.4	日野営業所
営業所技術者	—	関東 太郎	6.8.4	日野営業所
営業所の廃止	東大和営業所	—	7.7.31←	
建設業法施行令第3条に規定する使用人	中部 次郎	—	7.7.31	東大和営業所
営業所技術者	中部 次郎	—	7.7.31←	東大和営業所
役員等の氏名	中国 三郎	四国 四郎	7.7.1	取締役・経營業務管理責任者
役員等の氏名	中国 三郎	—	7.7.1	取締役・経營業務管理責任者離任
役員等の氏名(経營業務管理責任者の変更)	九州 五郎	九州 五郎	7.7.1	経營業務管理責任者離任
役員等の氏名	—	四国 四郎	6.7.1	取締役
役員等の氏名(経營業務管理責任者の変更)	中国 三郎	中国 三郎	7.7.1	経營業務管理責任者離任
役員等の氏名(経營業務管理責任者の変更)	四国 四郎	四国 四郎	7.7.1	経營業務管理責任者就任
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	7.8.4←	杉並営業所
	—	造園工事業		杉並営業所
営業所技術者	北海 六郎	北海 六郎	7.8.4	杉並営業所
営業所の業種の追加	建築工事業	建築工事業	7.7.31←	足立営業所
	造園工事業	—		足立営業所
営業所技術者	東京 七郎	—	7.7.31	足立営業所
	大阪 八郎	建設 花子	7.7.31	足立営業所
営業所技術者	建設 花子	名古屋九郎	7.7.31	中野営業所

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)に変更後の一覧を記載し添付する。

営業所技術者(様式第8号)又は削除の届出書(様式第22号の3)も同様に提出する。

業種は全業種を記入する。

営業所技術者(様式第8号)又は削除の届出書(様式第22号の3)も同様に提出する。

## 記載方法

- 1 (1)から(8)までの事項については、該当するものの番号を○で囲みます。経営業務の管理責任者に変更があった場合は(4)を○で囲みます。
- 2 「<sup>地方整備局長</sup>北海道開発局長」、「<sup>国土交通大臣</sup>知事」及び「<sup>般特</sup>」については、不要のものを消します。
- 3 ③⑥「許可番号」の欄における「<sup>大臣</sup>コード」「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）の記載方法7（196頁参照）を参考に記載します。
- 4 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載します。

## 例

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員の氏名	鈴木太郎	鈴木二郎	04. 7. 1	代表取締役

変更のない者の記入は不要です。

- 5 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日について記載します。
- 6 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載します。
- 7 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所技術者等の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載します。
- 8 ③⑦の「フリガナ」から④④の「資本金額又は出資総額」までの欄は変更を生じた場合に、当該変更事項（変更後）についてのみ記載します。
- 9 届出の内容が(4)役員等の氏名についての変更の場合には、この届出書

のほかに変更後の建設業許可申請書（様式第1号）の別紙1を添付します。

- 10 ④③の「郵便番号」「電話番号」は、いずれの変更の場合も両方記入する必要があります。
- 11 その他の欄については、建設業許可申請書（様式第1号）の記載方法により記載して下さい。

届出書

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(用紙A4)  
000008

届 出 書

該当する理由に○をつける。

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
- (3) 営業所技術者等を削除した欠格要件に該当するに至った

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

令和 6 年 9 月 15 日

関東 地方整備局長  
殿

東京都千代田区霞が関2-1-13  
株式会社 鈴木組  
代表取締役社長 鈴木太郎

届 出 者

項 番 大臣コード  
知事

許 可 番 号

5 1 0 0

国土交通大臣許可(設

特)03

第012328号

許可年月日

令和03年06月20日

記 右詰めで記入し、左余白は必ず“0”で埋める。

該当するものに○をつける。

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

生年月日

許可を受けている一部の業種を廃業した場合、又は営業所の廃止等に伴い営業所技術者等を削除した場合は、(4)を開んで届出する。

- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなった場合
- (3) 営業所技術者等を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

生年月日

営業所の名称 千葉営業所

建設工事の種類 機

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

生年月日

営業所の名称

建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

生年月日

営業所の名称

建設工事の種類

- (4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

( )

## 記載方法

1 この届出書は次の場合に作成することになります。

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合

この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に必要事項を記載します。

(例 経營業務の管理責任者がなくなった場合 )

- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合

この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工の種類」の欄に必要事項を記載します。

(例 営業所技術者等が1人もなくなった場合 )

- (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、営業所技術者等を削除した場合

この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工の種類」の欄に必要事項を記載します。

**注意**

一部の業種の廃止の際に、廃業しない業種について引き続き営業所技術者等となる者及び営業所の廃止等に伴い所属営業所を変更し引き続き営業所技術者等となる者については、「営業所技術者等証明書（様式第8号(1)）」の該当区分（「2」又は「5」）で届け出ることとなります。

- (4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当した場合

この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄にその理由を記載する必要があります。

**注意**

経營業務の管理責任者証明書による区分「2」において変更

前に記載された者及び営業所技術者等証明書（新規・変更）による区分「4」において営業所技術者等の交替に伴う削除に記載された者については、この届出書による提出は不要となります。

2 「地方整備局長  
北海道開発局長」、「国土交通大臣  
知事」及び「般  
特」については、不要のものを消します。

3 ⑤①「許可番号」の欄における「大臣  
知事コード」のカラムには、現在許可を受けている行政庁について別表(-) (333頁) の分類に従い該当するコードを記入します。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①①②③④又は①①月①①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入します。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記載します。

4 ⑤②及び⑤③「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば㊦㊧㊨㊩㊪㊫のように左詰めで文字をカラムに記入します。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば①①月①①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムには「0」を記入します。

5 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事について、下表の（ ）内に示された略号で記載します。

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	



## 記載方法

- 1 「地方整備局長  
北海道開発局長、  
知事」、「国土交通大臣  
知事」及び「般特」については、不要の  
ものを消します。
- 2 「一部の業種の廃業」を行った場合には、営業所技術者等の変更又は  
届出書による営業所技術者等の削除が必要となります。

## 例

一部廃業により

- ア 専任となる業種が変わったが、まだ専任となっている業種  
がある場合……営業所技術者等の専任業種の変更となり営業  
所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）の区分  
「2」又は「5」で処理します。
- イ 専任となる業種がなくなった場合……いわゆる営業所技術  
者等でなくなったから届出書（様式第22号の3）で処理しま  
す。

- 3 ⑤④「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の  
場合には「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には  
「2」をカラムに記入します。
- 4 ⑤⑤「許可番号」の欄における「大臣  
知事コード」のカラムには、現在  
許可を受けている行政庁について別表(一) (333頁) の分類に従い該当する  
コードを記入します。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①①②③  
④又は①①月①①日のように、カラムに数字を記入するに当たって  
空位のカラムには「0」を記入します。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複  
数あるときは、そのうち最も古いものについて記載します。

- 5 ⑤⑥「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る  
建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は  
「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入します。



**譲渡及び譲受け認可申請書 別紙3**

## 別紙3

## 営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

## 記載方法

1 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載します。

○ 一般建設業の場合

「1」……法第7条第2号イ該当

「4」……法第7条第2号ロ該当

「7」……法第7条第2号ハ該当

○ 特定建設業の場合

「2」……法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」……法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」……法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」……法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」……法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」……法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゆんせつ工事(しゆ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資

格等の区分）について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載します。



## 合併認可申請書 別紙3

## 別紙3

## 営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記載方法

1 「建設工事の種類」の欄は、合併認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載します。

○ 一般建設業の場合

「1」……法第7条第2号イ該当

「4」……法第7条第2号ロ該当

「7」……法第7条第2号ハ該当

○ 特定建設業の場合

「2」……法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」……法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」……法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」……法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」……法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」……法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゆんせつ工事(しゆ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資



格等の区分) について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載します。



## 分割認可申請書 別紙3

## 別紙3

## 営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

記載方法

1 「建設工事の種類」の欄は、分割認可申請書（別記様式第二十二号の八）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載します。

・一般建設業の場合

「1」……法第7条第2号イ該当

「4」……法第7条第2号ロ該当

「7」……法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」……法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」……法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」……法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」……法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」……法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」……法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゆんせつ工事(しゆ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資

格等の区分) について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載します。



## 相続認可申請書 別紙2

別紙二

## 営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

## 記載方法

1 「建設工事の種類」の欄は、相統認可申請書（別記様式第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載します。

○ 一般建設業の場合

「1」……法第7条第2号イ該当

「4」……法第7条第2号ロ該当

「7」……法第7条第2号ハ該当

○ 特定建設業の場合

「2」……法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」……法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」……法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」……法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」……法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」……法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該



当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載します。

## ○建設業法〔抄〕

（昭和24年5月24日）  
（法律第100号）

最終改正 令和6年6月14日法律第49号

## ○建設業法施行令〔抄〕

（昭和31年8月29日）  
（政令第273号）

最終改正 令和6年12月11日政令第366号

## ○建設業法施行規則〔抄〕

（昭和24年7月28日）  
（建設省令第14号）

最終改正 令和6年12月12日国土交通省令第106号

### 第1章 総則

- 【目的】** **第1条** この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 【定義】** **第2条** この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で第1の上欄に掲げるものをいう。
- 2 この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。
- 3 この法律において「建設業者」とは、第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- 4 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。
- 5 この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」と

し、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。

- 3 注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第1項の請負代金の額とする。

（法第3条第1項第2号の金額）

**第2条** 法第3条第1項第2号の政令で定める金額は、5,000万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、8,000万円とする。

〔法第3条第2項〕

- 2 前項の許可は、別表第1の上〔左〕欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下〔右〕欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。

〔法第3条第3項〕

- 3 第1項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（許可の更新の申請）

**規則** **第5条** 法第3条第3項の規定により、許可の更新を受けようとする者は、有効期間満了の日の30日前までに許可申請書を提出しなければならない。

〔法第3条第4項〕

- 4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされなるときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

〔法第3条第5項〕

- 5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

〔法第3条第6項〕

- 6 第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（第3項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。）を受けた者が当該許可に係る建設業について、第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（第3項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。

験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者

(2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。

二 次のいずれにも該当する者であること。

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。

ロ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。

ハ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。

（変更の届出）

**第7条の2** 建設業者は、営業所に置く法第7条第2号に規定する営業所技術者として証明された者又は第7条第1号イ若しくはロ柱書に規定する経験を有する者として証明された者若しくは同号ロ(1)若しくは(2)に該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、2週間以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。